

政令第二百二十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「岡崎市」の下に「春日井市」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

愛知県春日井市について、平成二十一年三月三十一日現在の人口が三十万以上となったことから、事業所の課税団体として指定する必要があるからである。